

Papasカード Mamasカード会員規約一部改定のお知らせ

2019年6月20日をもってPapasカードMamasカード会員規約を改定いたしますのでご案内いたします。

主な改定は、当然に期限の利益を喪失する事由についての変更になります。

改定内容については下記をご確認ください。

Papasカード Mamasカード会員規約 新旧対照表

改定後	現 行
<p>第 12 条(期限の利益喪失)</p> <p>1. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務の全額を支払うものとします。</p> <p>(イ)ショッピングサービス(1回払いを除く)の利用代金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>(ロ)キャッシングサービス、又はショッピングサービスの1回払いの利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。</p> <p>(ハ)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(ニ)仮差押・差押・競売等の強制執行、保全処分及び担保権の実行の申立、若しくは破産・特定調停・再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき、又は申立てられたとき。</p> <p>(ホ)租税公課を滞納して催告を受けたとき、又は保全差押があったとき。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>第 12 条(期限の利益喪失)</p> <p>1. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務の全額を支払うものとします。</p> <p>(イ)ショッピングサービス(1回払いを除く)の利用代金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>(ロ)キャッシングサービス、又はショッピングサービスの1回払いの利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。</p> <p>(ハ)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(ニ)仮差押・差押・競売等の強制執行、保全処分及び担保権の実行の申立、若しくは破産・特定調停・再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき、又は申立てられたとき。</p> <p>(ホ)租税公課を滞納して催告を受けたとき、又は保全差押があったとき。</p> <p style="text-align: center;"><u>(ヘ)当社からの書留郵便による通知が会員の住所(住所変更がなされた場合</u></p>

<p>2～3 略</p>	<p><u>は当該変更後の住所)宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかった場合で当該通知発送の日より 20 日間経過したとき。但し、受取拒否をなすにつき正当な理由があり、会員がこれらを証明したときはこの限りではないものとします。</u></p> <p>2～3 略</p>
--------------	--